

令和7年度大分県交通安全推進協議会委員会開催結果報告

1 開催日時・場所

日時 令和7年6月3日（火）13時30分から14時30分まで

場所 大分県庁舎本館 正庁ホール

2 出席者

別添出席者一覧のとおり（副会長(委員) 5名、委員47名）

※委員80名の内52名の出席となり、要綱7条第5項の規定により本委員会を開催

3 議決結果

○第1号議案・・・全会一致で承認

令和6年度の事業報告と収支決算について（資料1～10ページ）

○第2号議案・・・全会一致で承認

交通事故遺児救済援護事業における新規交通遺児激励金及び育英支援金の増額について
（資料11～17ページ）

○第3号議案・・・全会一致で承認

令和7年度の事業計画（案）と収支予算（案）について（資料18～24ページ）

○第4号議案・・・全会一致で承認

九州製鉄所大分地区交通安全推進会の協議会脱会に伴う要綱の改正について
（資料25～36ページ）

4 意見・要望

1 ○発言者 大分県自転車二輪車商協同組合理事長 小野政弘 委員

○発言要旨 (1) 自転車利用時のヘルメット着用について

(2) 令和8年度より導入される自転車の青切符制度導入について

○発言詳細

(1) 自転車利用時のヘルメット着用について

需要に供給が追いついたが、「皆がヘルメットをかぶってないから」被っていない人がたくさんいる。特に、高齢者はヘルメットを持っではいるが被っていない人が多い。なにか行政から促せないか？また、お客と話していると、公務員の家族がヘルメットを被っていないということも判明した。公務員のヘルメット着用はもちろん、その家族や親戚にもヘルメットを着用する意味・心がけを呼びかけてほしい。

(2) 令和8年度より導入される自転車の青切符制度導入について

令和8年度より、自転車の青切符制度が導入されるが、自転車の交通ルールを知らない人が多くいる。そんな中で、どのようにして自転車の交通ルールを周知させていくのか？

また、車が車道を走行中の自転車を追い越す際は徐行しなければならないが、そのことを知らない車の運転手が多い。そのため、自転車にとって車道を走るのが恐怖となり歩道を走行してしまう悪循環となっている。自転車が安心して車道を走行できるよう、車が自転車の側方を通過する際の通行方法も規定されるが、そういった車の運転手側への交通ルールの周知もしていく必要があると考えられるが、どのように周知していくのか？

○回答者 大分県交通安全推進協議会 事務局長 門柳哲也

○発言要旨

- ・ヘルメットの着用に関しては、協議会でも着用を推進する。
- ・昨年は、一般世代向けにヘルメット着用を呼びかける動画を作成したが、今年は高齢者に向けたヘルメット着用を促す動画を作成し広報する予定である。
- ・上記動画による広報だけでなく、高齢者を対象とした「新しいいき交通安全体験講座」といった講座や講話などの機会にも広報啓発を行っていく。
- ・県職員のヘルメット着用に関しては昨年度にも同様の指摘を受け、県職員に向けた広報啓発活動を行った。最新の県職員のヘルメット着用率調査では調査を開始から最も高い着用率となったが、警察庁より発表された大分県下の着用率 48.3%をわずかに下回る結果となった。
- ・県警では、県下の調査結果を各警察署へフィードバックし、警察署から各市町村へヘルメット着用に向けた働きかけを行っている。
- ・自転車の青切符制度に関しては、県が実施している「交通安全講師派遣事業」などの機会を通じて直接的に交通ルールを伝える予定である。
- ・パブリックコメントを受け、交通ルールがより具体的になった後チラシを作成し関係各所への配布や周知・徹底を行う予定である。
- ・県警では、青切符制度導入を見据えた「自転車の交通ルール周知対策」として、動画やCM等で周知していくだけでなく、自主的に問題を解くことのできる自転車の○×問題を県警ホームページに登載予定である。
- ・車の運転手に対する新たな規定に関しても、同様にあらゆる機会、媒体を活用し、県民に広く周知していく。

2 ○発言者 大分県警察本部交通部長 後藤和樹 委員

○発言要旨 交通非常事態宣言発令に伴う交通安全の呼びかけについて

○発言詳細

上記事務局からの回答に補足して、来年度から導入される自転車青切符制度の主な目的は「良好な交通秩序の維持」である。そのためには、まず自転車の交通ルールを知ってもらいたい。

5月は全国自転車月間ということもあり、大分県警でも県内各地の街頭に立ち、一人一人ヘルメットの着用の呼びかけや交通ルールについて指導を行った。これを6月にも継続して行う予定である。また事務局からも説明があったように、県警のホームページには自転車の〇×クイズを登載する予定である。

青切符制度に関しても違反をしたからと言ってすぐに切符を切るのではなく、まずは指導を行い、指導に従わなかった場合にのみ切符を切るものである。あくまで青切符制度の導入は交通秩序の維持を目的としている。

自転車の飲酒運転に関しては有無を言わずに検挙していく。実際、今年もすでに20件ほど検挙している。

そして現在、交通非常事態宣言を発令しているが、これは5月23日から27日までの5日間で県内において3件3名の交通死亡事故が発生したためである。発令期間は6月6日までの10日間だが、その中の6月1日には豊後大野市で交通死亡事故が発生した。このままでは、年間の交通事故死者数を20人以内へ定着することや、昨年度の交通事故死者数を下回るのは厳しいだろう。

そのため関係各所の皆様においては、この非常事態宣言を機に下半期に向けて絶対に交通事故を起こさないという気持ちを強め、引き続き活発な活動への協力をお願いしたい。



委員会の様子